

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場
消化ガス発電事業

基本協定書(案)

令和2年11月

長野県諏訪湖流域下水道事務所

諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業 基本協定書(案)

長野県諏訪湖流域下水道事務所長（以下「県」という。）と、_____（以下「事業者」という。）は、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり合意し、本基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「FIT」とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に基づく固定価格買取制度のことをいう。
- (2) 「事業計画認定等」とは、FIT事業の認定に必要となる電気事業者との接続契約及び国の事業計画認定のことをいう。
- (3) 「本施設」とは、本事業において、事業者が建設する消化ガス発電施設のことをいう。
- (4) 「本件提案」とは、本事業の公募型プロポーザルにおいて、事業者が提出した企画提案のことをいう。

（目的）

第2条 本協定は、事業者が本事業の優先交渉権者として選定されたことを確認し、本事業に関する事業計画認定等の準備行為、消化ガス供給契約等の契約（以下「本事業に関わる契約」という。）の締結及び本事業に関わる契約締結後の本事業の実施に関わる事項に関し、県及び事業者双方の義務について必要な事項を定め、本事業が確実かつ円滑に実施されることを目的とする。

（当事者の義務）

第3条 県及び事業者は、本事業に関わる契約の締結に向けた準備行為及び本事業に関わる契約締結後の本事業の実施に当たり、それぞれ誠実に対応するものとし、本協定の定めに従い、相互の果たす義務の遂行に最大限の努力を払うものとする。

（遵守事項）

第4条 事業者は、本事業の遂行に当たり、条件規定書、本件提案の記載内容及び本事業に関する契約の内容を遵守しなければならない。ただし、県の承認を受けた場合は、この限りでない。

（事業範囲の分担）

第5条 県及び事業者の事業範囲の分担は、本事業の条件規定書に定める分担とする。

（事業スケジュール）

第6条 本事業のスケジュールは、原則として次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------------|
| (1) 事業計画認定等 | 本協定締結日から令和4年3月31日まで |
| (2) 本事業に関わる契約 | 事業計画認定等の完了後 |
| (3) 設計・施工（試運転を含む） | 本協定締結日から令和5年3月31日まで |
| (4) 維持管理・運営 | 消化ガス供給開始日から20年間 |
| (5) 施設撤去 | 維持管理・運営期間の終了日の翌日から6か月以内とする。 |

2 前項に規定するスケジュールをやむを得ず変更する必要がある場合は、県及び事業者が協議の上、変更するものとする。

（本施設の設置場所）

第7条 本施設の設置場所は、諏訪湖流域下水道豊田終末処理場（諏訪市大字豊田字湖畔1866-1）内とする。

2 設置場所の土地は、県が事業者へ有償で貸付するものとし、その面積は、本件提案に基づき県及び事業者が協議の上決定するものとする。

（事業用定期借地権の設定）

第8条 本事業のために必要な事業用地（事業に係る電柱・電線含む）については、事業用定期借地権設定のための覚書を締結した後に公正証書により事業用定期借地権設定契約を締結するものとする。

2 設置場所の使用に係る貸付料は、財務規則第186条が準用する第191条の規定により県が定めた額とする。

3 事業者は、電力会社との系統連系のための電柱等及び配管等を本施設の設置場所以外に設置する場合は、行政財産使用許可申請が必要となる。なお、使用料は財産に関する条例第11条により定められた所要額とする。

（消化ガスの供給）

第9条 本事業において発電に使用する消化ガスは、県が事業者へ有償で供給するものとする。

2 消化ガス供給量は、令和元年度の豊田終末処理場消化ガス使用実績より、年間の供給見込み量を [Nm³/年]程度とし、消化ガスの供給に関する諸条件については、本件提案に基づき、県及び事業者が協議の上、決定するものとする。

3 消化ガスの取引単価は、本件提案による額とする。ただし、第6条第2項に該当する場合は、県及び事業者が協議の上、決定するものとする。

4 事業者は、本事業の実施に当たり、消化ガスの供給に関して、県と消化ガス供給契約を締結するものとする。

（準備行為）

第10条 本事業に関わる契約の締結前であっても、事業者は、自己の費用及び責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、県は、必要かつ可能な範囲で事業者に対して協力するものとする。

(事業計画認定等)

第11条 事業者は、系統連系について電気事業者と協議の上、第6条第1項(1)に定める期間内に事業計画認定等を完了させ、消化ガス発電による電力の売電価格を確定させるものとする。ただし、事業者の責めによらない事由により事業計画認定等に要する期間がこの期日を超え、令和5年4月1日以降の売電価格に変動が生じた場合は、売電価格に応じて消化ガス取引単価の変更を協議することができるものとする。

(県内事業者への発注)

第12条 事業者は、本施設の工事請負及び維持管理業務については、できる限り長野県内事業者への発注を優先するよう努めるものとする。

(環境教育等への協力)

第13条 事業者は、県が本施設を環境教育等へ活用しようとする場合には、秘密保持の対象となるものを除き、本施設の公開、発電に関する資料の提供について協力するものとする。

(秘密の保持)

第14条 事業者は、本事業に関して知り得た県の業務上の秘密を、第三者に漏らしてはならない。また、この協定の終了後においても同様とする。

(本事業に関わる契約等の締結不調)

第15条 事由の如何を問わず、本事業に関わる契約の締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に県及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係は生じないものとする。

(有効期間)

第16条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から第6条第1項(6)に掲げる施設撤去が完了し、本施設設置場所の土地を返還した日までとし、当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、本事業に関わる契約の締結に至らなかった場合には、本事業に関わる契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。ただし、本協定の終了後も、第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第17条 本協定は日本法に準拠し、県及び事業者は、本協定に関し裁判上の紛争が生じたときは、諏訪簡易裁判所または長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他の協議事項)

第18条 県及び事業者は、本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、相互に誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、県及び事業者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

県 長野県諏訪市大字豊田字湖畔 1866-1
長野県諏訪湖流域下水道事務所長 傳田 克己

事業者